

令和 8 年度岡山県県営林委託事業に係る参加意思表示及び提案を求める公告

次のとおり、本業務の実施を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者から技術提案書の提出を募集します。

令和 8 年 3 月 6 日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 募集の主旨

岡山県が発注を予定している令和 8 年度岡山県県営林委託事業については、県下 4,678ha の県営林の現況に精通、熟知するとともに、専門的な知識と高度な技術を持って現地に応じた管理を総合的に実施する必要がある。

このため、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるための森林整備を実行しており、併せて森林資源の持続的利用を推進している公益社団法人おかやまの森整備公社を相手方とする随意契約手続きを行うこととしている。

ついては、当該法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思表示書等の提出を募集する。

公募の結果、参加意思表示者が無かった場合、又は参加資格条件等を満たしていなかった場合は、公益社団法人おかやまの森整備公社と随意契約手続きを行う。

なお、参加資格を有すると認められるものがある場合にあつては、公益社団法人おかやまの森整備公社と当該応募者が提出する技術提案書等について審査を行い、契約相手方を選定する。

2 業務の目的

県営林を一体的に適切な管理等を行い、良質材の生産に資する模範的優良林を造成するとともに、水資源の涵養、県土の保全、森林空間の提供など多面的な機能を高度に発揮させることを目的とする。

3 業務の概要

(1) 業務の内容・範囲

次の県営林維持管理に係る一連の業務（詳細は令和 8 年度岡山県県営林委託事業業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に記載）

- ア 造林地及び付帯施設等の保護・管理（森林施業を含む）等に関すること
- イ 造林地の調査等に関すること
- ウ 立木処分に関すること
- エ 県営林の維持管理に係る指導・連絡に関すること
- オ その他県営林事業の運営に関すること

(2) 対象地

県 有 林	2,065ha（県立森林公園を含まない）
県行造林	2,613ha
（計）	4,678ha

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（契約締結時期:令和8年4月1日）

(4) 委託限度額 29,363,400円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

内訳	①林況調査、施業提案、巡視、打合せ協議等業務	12,378,300円
	②測量、設計、現場管理等業務	3,194,400円
	③県営林施業費	13,790,700円

契約条件

- ア (1)の①～③すべての業務において契約限度額以下であること。
- イ (1)の③の業務は余剰金を精算するものとする。
- ウ (1)の②の委託額は(1)③の事業量の増減に伴い変動することがある。

4 応募資格

次に掲げる要件のすべてを満たしていること

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「9 森林管理」であること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された所在地が岡山県内であること。
- (4) 職員を常時5名以上雇用し、業務仕様書記載の業務を確実に行うことができること。
- (5) 次のいずれかの資格を有する者を常時3名以上雇用し、うち1名以上は別記記載の技師長と同等の資格を有していること。
 - ア 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（森林部門に限る。）
 - イ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）附則第3条の規定により当該試験に合格した者とみなされる者を含む）
 - ウ 一般社団法人日本森林技術協会の定める林業技士の登録を受けている者
 - エ 林業に関する学科を修めた者であって、業務仕様書別紙1に記載の本委託事業と同様な業務の施工管理に関し、学校教育法（昭和22年法律26号）による高等学校の卒業後5年以上（同法による大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては、卒業後3年以上）の実務経験を有する者
 - オ 森林の施業に係る指導監督及び施工管理に関し、10年以上の実務経験を有する者
- (6) 森林の管理・経営に関する知識、技術、経験を有しており、施業計画の樹立及び立木の評価を行うことができること。
- (7) 県営林材の売払に係る入札に参加する予定がある者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (9) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (10) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (11) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）

く。)でないこと。

5 手続等

(1) 担当課所

岡山県農林水産部林政課森林経営班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話番号 086-226-7454 (直通)

ファックス番号 086-221-6498

(2) 応募関係書類(業務仕様書等)の配布

ア 配布期間 公告日から令和8年3月12日(木)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 配布場所 上記(1)の場所に同じ

ウ 配布方法 配布期間内に配布場所で直接受け取ること。(あわせて当該業務の説明を行う。)

(3) 参加意思表明書の提出

令和8年度岡山県営林委託事業への参加意思表明を行おうとする者は、次のとおり参加意思表明書(別紙様式1)を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年3月12日(木)午後5時必着

イ 提出場所 上記(1)の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便等による場合も、提出期限までに必着とする。)

(4) 業務委託参加資格要件の審査及び通知

参加意思表明書を提出した者について、上記4の要件について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年3月16日(月)までにその旨を書面により通知する。この通知を受けた者は、本業務委託に参加することができない。

(5) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

技術提案に当たり、当該仕様等について疑義がある場合は、次により説明を求めることができる。

なお、質問の受付期間終了後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできないので、注意すること。

ア 受付期間 公告日から3月16日(月)の午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 方法 質問票(別紙様式2)を持参又はファクスにて送付すること。(ファクスの場合は、必ず電話で受取の確認を行うこと。)

ウ 受付場所 上記(1)の場所に同じ

エ 回答方法 質問に対する回答は、ファクスにより行う。

(6) 技術提案書の提出

ア 提出書類

① 提案書(別紙様式3)

② 見積書兼事業費内訳書(事業費内訳等を記載のこと)

③ 収支予算書

④ 事業実施計画書(事業実施予定時期及び資金計画等を記載のこと)

⑤ 事業企画書(各種方針、基準、歩掛根拠等を記載のこと)

⑥ 当該委託事業の実施に関するこれまでの経験、技術力及び執行体制等の概要書

⑦ 受託申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

- ⑧ 設立趣旨、組織、事業内容等法人等の概要がわかるもの
 - ⑨ 役員の名簿（役職名、住所、任期等を記載のこと）
 - ⑩ 職員の名簿（役職名、保有資格、経験等を記載のこと）
 - ⑪ 納税証明書（県税、市町村税、消費税及び地方消費税） ※写し可
- イ 提出期限 令和8年3月19日（木）の午後5時必着
- ウ 提出場所 上記（1）の場所に同じ
- エ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限る。なお、郵便等による場合も、提出期限までに必着とする。）

6 審査等

（1）審査方法

岡山県農林水産部内に設置する審査会において、提出書類及び応募者から確認した事項等により審査し、契約の相手方を選定する。

なお、必要に応じてプロポーザル方式による手続きに移行し、企画の説明（プレゼンテーション）を求め、価格及び技術力等を総合的に評価する。

（2）審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

7 その他

（1）契約書作成の要否 要

（2）契約保証金 岡山県財務規則第153条、第154条及び第155条の規定による。

（3）その他

ア 詳細は業務仕様書による。

イ 参加意思表明書の提出を行う者は、当該事業の内容を熟知しておかなければならない。なお、提出後当該事業の仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ウ 委託先の決定申請等に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

エ 申請者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。

オ 審査の過程において、提出された書類の内容についての説明及び追加資料を求める場合がある。また、プレゼンテーションの実施を求めることがある。

カ 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

キ 提出された書類の提出期限後の修正及び追加は認めない。

ク 提出された書類は、返却しない。

ケ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。

コ 本事業は、令和8年度予算が岡山県議会において議決されることを条件に実施するものである。

サ 業務受託者決定後、内容について一部調整する場合がある。

シ 契約締結予定者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

以上、公告する。

(別記) 技術者の資格区分

技術者の名称	技 術 経 歴
技 師 長	<ol style="list-style-type: none">1 技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者2 外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算5箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの<ol style="list-style-type: none">(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者(2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者(3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者(4) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者